

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、吾妻郡における一般廃棄物処理施設整備事業の総合的かつ計画的な実施を推進するため、吾妻環境施設組合施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者から諮問された次の事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物処理施設整備事業の基本計画の調査検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 住民代表 5人以内
  - (2) 学識経験を有する者 3人以内
  - (3) 関係町村及び関係一部事務組合の職員 9人以内
  - (4) 副管理者
- 2 委員会に専門事項を調査研究させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から整備検討が完了したと管理者が認めたときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を統括し、これを代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、吾妻環境施設組合事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、吾妻環境施設組合の特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(令和2年吾妻環境施設組合条例第7号)に基づき支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。